平成２８年（フ）第１５２号
佐賀市大財北町４番2105号
債務者　遠江　一予
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
宮崎市清武町加納乙463番地４　フレクション加納101号、前住所宮崎市大字恒久6696番地５　関山第一コーポ107号
債務者　青木　泰作（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８号
山梨県都留市つる５丁目11番４号　パイロットハイツＱ＆Ａ　102
債務者　古屋　福子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
長野県松本市波田1973番地
債務者　太田　吉之
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３１号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目10番６－507号
債務者　池田　史帆
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目２番14号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町龍田南１丁目２番18号
債務者　稲葉　照夫
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
奈良県北葛城郡河合町池部３丁目４番３号
債務者　湊　　一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
奈良県北葛城郡河合町池部３丁目４番３号
債務者　湊　惠美子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地８　944号、旧住所徳島県吉野川市鴨島町鴨島417番地５
債務者　谷野　君子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５６号
兵庫県明石市魚住町西岡1947番地の６　パル明石魚住706号
債務者　谷口　慶寿
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
徳島県阿南市横見町前長岡63番地　横見サウスハイツ205号室、前住所徳島県阿南市見能林町青木124番地１　清水ハイツ101
債務者　岡田　洋典
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第５７６号
神戸市垂水区星が丘３丁目６番13―203号、従前の住所神戸市垂水区星が丘３丁目１番12号
債務者　岸　　洋一
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７７号
神戸市垂水区星が丘３丁目６番13―203号、従前の住所神戸市垂水区星が丘３丁目１番12号
債務者　岸　　光子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７号
佐賀市材木２丁目３番20号　１Ｆ
債務者　福地美智子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５８号
愛知県北名古屋市薬師寺村前１番地　リバーサイドワン202号
債務者　犬飼　光夫
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１３５号
愛知県春日井市出川町７丁目６番地19
債務者　冨永　陽子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
山口県下関市勝谷新町４丁目７番11号
債務者　篠田　博志
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係